

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

令和4年5月29日執行の新潟県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

令和4年5月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

選挙長の事務を取り扱う場所 所在地

新潟県庁行政庁舎 1階 会議室103 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(ただし、5月12日午前10時までとし、5月12日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)